

消防団



特別区 (向島消防団)

多摩地域 (立川市消防団)

消防団員の入団条件

- 18歳以上の健康な方
- 消防団の区域に居住、勤務又は通学している方

消防団員の処遇

- 【報酬】
年額報酬や出場手当の支給があります。
- 【公務災害補償】
活動中に負傷した場合の様々な補償があります。
- 【被服等の給貸与】
活動時に必要な活動服や制服等が支給されます。
- 【退職報償金】
5年以上の消防団活動を行った方が退団した時に支給されます。
- 【表彰】
活動にあたって功労、功績があった場合に表彰されます。

消防団員募集



0120-119-588 <https://tokyo23city-syobodan.jp/>
東京消防団
午前9時から午後5時まで(土・日・祝日を除く) 詳しくは特別区消防団HPをご覧ください。
市町村の方は、各市町村の窓口までお問い合わせください。

23区内にお住まいの方



市町村にお住まいの方



消防団の技能講習

消防団員には、第三級陸上特殊無線技士や二級小型船舶操縦士、可搬消防ポンプ等整備資格者、応急手当指導員、応急手当普及員などさまざまな資格が取得できる機会があります。また、手話や英会話など、スキルアップに役立つ講習を受講することもできます。

◀手話の教養を受けている消防団員



消防団の組織

東京の消防団は都知事が管理する特別区と各市町村長が管理する多摩・島しょ地区にそれぞれ設置されています。装備や制服・処遇など各市町村で異なるものもありますが、災害活動や防火指導など基本的な活動は変わりません。各消防団の現況については下表のとおりです。

	団員定数	団数	事務担当
特別区 (23区)	16,000人	58団	23区 各消防署
多摩地域	9,050人	30団	各市町村
島しょ地域	1,587人	10団	

※令和5年4月1日現在

消防団の施設

分団本部施設は、消防団員の活動拠点として活用しています。主に、火災や震災等の大規模災害時の参集場所、教育訓練、資機材の点検、分団会議及び警戒の拠点として使用し、各種資機材等を収納できる格納庫及び会議や訓練スペース等を併せ持った施設として整備しています。



▲赤坂消防団第3分団本部 (令和5年1月完成)



▲滝野川消防団第1分団本部 (令和4年12月完成)

分団本部施設の規模・構造等

規模	延べ面積：約80㎡ 平屋または2階建 (1階格納庫、2階会議室等スペース)
構造	鉄骨造
設備	電気・給排水設備

可搬ポンプ積載車

特別区では、可搬ポンプ及び各種資機材を災害現場まで搬送するため緊急走行可能な軽自動車320台配置しています。

(令和5年4月1日現在)



Topic

消防団の組織力を充実・強化するための制度

- 【機能別団員制度】
広報や応急救護指導などの特定の任務に限定して活動する制度です。
- 【大規模災害団員制度】
消防職員・消防団員経験者、医療・建築関係従事者などを対象とし、大規模災害に限定して活動する制度です。

※詳しくは最寄りの消防署へお問合せください。



▲大規模災害団員の活動の様子